市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会を設置

今定例会第二十五日（九月二十五日）に、議員提案による決議一件を原案可決し、地方自治法第百条に基づく調査特別委員会が設置されました。

市職員の公金横領事件の解明並びに行政組織管理体制に関する調査についての決議
―原案可決―

一　本議会に委員十人からなる市職員の公金横領事件の解明並びに行政組織管理体制に関する調査特別委員会を設置するものとする。

二　本特別委員会は、地方自治法第百条第一項の規定により、下記事項について調査するものとする。

　本事件は、五月二十日に発覚したにもかかわらず、職員の処分は、七月二十八日付であり、この間、本人の出勤はない中で、給与、賞与が支給され、更には有給休暇や夏季特別休暇も付与し、誠実に勤務している職員と全く同じ扱いがされている。

　このこともさることながら、警察への被害届すら、未だに出されておらず、こうした市の対応は、我々、議員をはじめ、多くの市民の疑念、疑惑をまねき、行政に対する信頼を大きく損ねている。

　また、議会への報告も説明に足るに及ばないものであり、本議会として真相解明すべきである。

　よって、次の事項を調査するものである。

（一）　市職員の公金横領事件の全容について

（二）　市職員の公金横領事件に対する市の対応について

三　本議会は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第百条第一項の規定により、二に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。

五　本特別委員会は、二に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお調査することができる。

六　本特別委員会に要する経費は、今年度においては二百二十万円以内とする。

右、決議する。

との内容で、提出者中原秀久議員、賛成者中村孝治議員ほか二名の議員により提案されました。

100条委員会を設置

今定例会第二十五日（九月二十五日）に市職員の公金横領事件の解明並びに行政組織管理体制に関する調査についての決議が原案可決され、地方自治法第百条に基づく「市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会」が設置されました。

同日、同特別委員会委員の選任が行われましたが、その付議されている調査を今定例会会期中に終了することは困難であるので、「継続調査」として、今後引き続き調査していくことに決定いたしました。

なお、十月四日に同特別委員会が開催され、正・副委員長の互選が行われました。特別委員会の構成は次のとおりです。

※	委員長	中原秀久
※	副委員長	荻窪一郎
	委員	山木綾子
	委員	神田寿雄
	委員	川口知子
	委員	倉嶋美恵子
	委員	小ノ澤哲也
	委員	石川隆二
	委員	菊地実
	委員	石川良三郎

※印　100条委員会

100条委員会（用語解説）

100条委員会とは、地方自治法第100条で規定されている調査権を、議会から委任された委員会の通称です。

国会には広範囲な調査をする権限として国政調査権が与えられており、それと同様な趣旨で、地方議会にも地方公共団体の事務に関する調査を行う調査権が認められています。

議会から調査権を委任されることにより、同条第1項の規定に基づき、関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できるほか、第10項の規定に基づき団体等に対し照会をし又は記録を請求できます。

この調査権は強い権限であり、正当な理由がなく出頭、証言、記録の提出を拒否した場合には、刑事告発などができます。

議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、尚美学園大学芸術情報学部音楽表現学科の学生五名により、エリック・エワイゼン作曲の「ウエスタンファンファーレ」ほか四曲の演奏が行われました。

議場コンサート